

別紙

質屋営業法に基づく許可の取消し及び営業停止命令の基準

第1 質屋営業法（以下「法」という。）及び法に基づく命令違反に係る処分（法第25条第1項第4号関係）

1 許可の取消しを行うべき場合

許可の取消しは、別表中のAに該当する場合、6(2)に定める場合及び禁錮以上の刑に処せられた場合のほか、4又は6(1)に定めるところにより営業停止命令の量定の長期が1年に達した場合であって、7(1)に掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強いと認められる等営業の健全化が期待できないと判断される時に行うものとする。

2 情状による軽減

1の基準のみによれば許可の取消しを行うこととなる事案であっても、情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、許可の取消しに代えて営業停止命令を行うことができるものとする。

3 営業停止命令を行うべき場合

営業停止命令は、別表中のBからEに該当する場合に行うものとする。その場合の量定は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------|---------------------|----------|
| (1) B | 20日以上120日以下の営業停止命令。 | 基準期間は30日 |
| (2) C | 10日以上80日以下の営業停止命令。 | 基準期間は20日 |
| (3) D | 5日以上40日以下の営業停止命令。 | 基準期間は14日 |
| (4) E | 5日以上20日以下の営業停止命令。 | 基準期間は7日 |

4 法令違反行為の併合

二以上の法令違反行為について同時に営業停止命令を行うときは、それらの法令違反行為について3(1)から(4)までに定めた量定の長期が最も長いものの長期の1.5倍の期間を長期とするとともに、それらの法令違反行為について3(1)から(4)までに定めた量定の短期が最も長いものの短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各法令違反行為について3(1)から(4)までに定めた量定の長期を合計した期間を超えないものとする。

5 法令違反行為の観念的競合

二以上の法令の規定に違反する一つの行為について営業停止命令を行うときは、それらの法令違反行為について3(1)から(4)までに定めた量定の長期及び短期のうち、最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

6 常習違反加重

- (1) 最近3年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行うときは、当該営業停止命令に係る法令違反行為について3(1)から(4)までに定めた量定の

長期及び短期にそれぞれ最近3年間に営業停止命令を受けた回数²の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、1年を超えることはできない。

- (2) 最近1年間に60日以上³の営業停止命令を受けた質屋又はその代理人等が当該営業停止命令の理由となった法令違反行為に係る法令の規定と同一の法令の規定に違反したときは、許可の取消しを行うものとする。

7 営業停止命令の期間の決定

営業停止命令の期間は、原則として3(1)から(4)までに定めた基準期間(4に規定する場合は、長期とされる量定について定めた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、5に規定する場合は長期とされる量定について定めた基準期間を基準期間とし、6(1)に規定する場合はその量定について定めた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。)によるものとする。ただし、次のような事由があるときは、情状により、3から6(1)までに定めた量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

- (1) 加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

ア 最近3年間に同一の法令に違反して営業停止命令を受けたこと。

イ 法令違反行為の態様が著しく悪質であること。

ウ 代理人等の大多数が法令違反行為に加担していること。

エ 改悛の情がみられない等法令違反状態の是正、改善に向けての努力が期待できないこと。

オ 消費者センター等に当該質屋に対する苦情が多数寄せられていること。

カ 結果が重大であり、社会的影響が著しく大きいこと。

- (2) 軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

ア 他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。

イ 質屋の帰責性が著しく軽微であること。

ウ 最近3年間に法令違反行為がなく、改悛の情が著しいこと。

エ 具体的な改善措置を法令違反行為後自主的に行っていること。

第2 他の法令違反、欠格要件等に係る処分

1 他の法令違反

- (1) 質屋が禁錮以上の刑に処せられたとき(法第25条第1項第1号関係)・A

- (2) 質屋又はその業務を行う役員若しくは法定代理人が罰金以上の刑に処せられその情状が質屋として不相当なとき(法第25条第1項第1号～第3号関係)

ア 質屋営業に関し刑法上の財産に対する罪を犯して罰金の刑に処せられたとき……………A

イ 質屋営業に関し財産に対する罪以外の刑法の罪又は古物営業法違反を犯して罰金の刑に処せられた場合であつて、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められたとき……………C

ウ 質屋営業に関しその他の法令に違反して罰金の刑に処せられた場合であつて、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められたとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・ E

2 欠格要件等

(1) 質屋又はその業務を行う役員若しくは法定代理人が法第25条第1項第2号又は第3号に掲げる法第3条第1項各号のいずれか（以下「欠格要件」という。）に該当したとき（法第25条第1項第2号及び第3号関係）

ア 欠格要件に該当することにつき帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であつて、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき等以外・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A

(2) 業務を行う役員が許可の取消し又は営業の停止をしようとするとき以前3年以内に無許可営業により罰金の刑に処せられたとき（法第25条第1項第2号関係）

ア 当該無許可営業の態様、業務を行う役員の法人の運営に関する関与状況等から判断して、許可を付与したままでは法の目的を達成することが不可能又は著しく困難であると認められるとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A

イ 上記以外のとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・ B

第3 他の営業所について行政処分を受けた場合（法第25条第2項関係）

1 他の営業所について許可を取り消されたとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A

なお、情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、許可の取消しに代えて営業停止命令ができるものとする。

2 他の営業所について営業の停止を命じられたとき・・・・・・・・・・当該他の営業所の処分以下の処分

（注）上記の量定は次のとおりとする。

A：許可の取消し。

B：20日以上120日以下の営業停止命令。 基準期間は30日。

C：10日以上80日以下の営業停止命令。 基準期間は20日。

E：5日以上20日以下の営業停止命令。 基準期間は7日。

別 表

番号	法令違反行為	義務付け規定	罰則規定	法令違反行為の具体的内容	量 定
1	無許可営業所移転	第4条第1項	第32条	○ 質屋が公安委員会の許可無く営業所を移転したとき。	
2	管理者の無許可新設又は変更	第4条第1項	第32条	○ 質屋が公安委員会の許可無く管理者を新設し、又は変更したとき。	C C
3	営業内容の変更届出義務違反	第4条第2項	第33条第1号	○ 質屋が届出書等を提出しなかったとき。 ○ 質屋が届出書等に虚偽の記載をして提出したとき。	E
4	無許可営業	第5条	第30条	○ 質屋が許可を受けた営業所以外の場所で営業を行ったとき。	
5	名義貸し	第6条	第30条	○ 質屋が名義貸しをしたとき。	A
6	質物の保管設備の違反	第7条第3項	—	○ 質屋が基準に適合しない保管設備を用いて営業を行ったとき。	A
7	許可証亡失等届出義務違反	第8条第3項	第33条第1号	○ 質屋が届出書等を提出しなかったとき。 ○ 質屋が届出書等に虚偽の記載をして提出したとき。	B E
8	許可証の返納義務違反	第9条第1項第2号	第33条第1号	○ 質屋が許可証の再交付を受けた場合において亡失した許可証を発見し、又は回復したにもかかわらず、発見し、又は回復した許可証を不当に返納しなかったとき。	E
9	許可の表示義務違反	第10条	第33条第1号	○ 質屋が指導警告があったにもかかわらず、営業所に表示札を掲示していなかったとき。	E
10	営業制限違反	第12条	第31条	○ 質屋が、営業所又は質置主の住所若しくは居所以外の場所であることを熟知しながら営業制限に違反したとき。 ○ 代理人等が営業制限に違反したとき。	10回未満 E 10回以上20回未満 D 20回以上 C
11	確認義務違反	第13条	第32条	○ 質屋又は代理人等が確認をしなかったとき。	30回未満 D 30回以上60回未満 C 60回以上 B
12	不正品申告義務違反	第13条	—	○ 質屋又は代理人等が不正品に関する申告をしなかったとき。	5回未満 D 5回以上20回未満 C 20回以上 B
13	帳簿等備付け義務違反	第14条	第32条	○ 質屋が不当に帳簿等の備付け等をしていないとき ○ 代理人等が帳簿等の備付け等をしていないとき。	C
14	帳簿等記載等義務違反	第14条	第32条	○ 質屋又は代理人等が帳簿等への記載等をしなかったとき。 ○ 質屋又は代理人等が帳簿等へ虚偽の記載等をしたとき。	30回未満 D 30回以上60回未満 C 60回以上 B

15	帳簿等保存義務違反	第15条第1項	第32条	○ 質屋が不当に帳簿等の保存をしなかったとき。 ○ 代理人等が帳簿等の保存をしなかったとき。	C
16	帳簿等き損等届出義務違反	第15条第2項	第33条第1号	○ 質屋が不当に帳簿等のき損等の届出をしなかったとき。	E
17	質受証交付義務違反	第16条第1項	—	○ 質屋が不当に質置主に質札又は通帳を交付しなかったとき。 ○ 代理人等が質置主に質札又は通帳を交付しなかったとき。	E
18	質契約内容の揭示義務違反	第17条第1項	第33条第1号	○ 質屋が指導警告があつたにもかかわらず、営業所に利息計算の方法等を揭示しなかったとき。	E
19	短期流質契約違反	第17条第2項	第33条第1号	○ 質屋が法定期限よりも流質期限の短い契約を締結したとき。	E
20	揭示内容違反契約	第17条第3項	第33条第1号	○ 質屋が揭示内容と異なり、かつ、質置主の不利益となるような質契約を締結したとき。	E
21	受取権者確認義務違反	第18条第2項	—	○ 質屋又は代理人等が受取権者を確認しないで質物を返還したとき。	E
22	質物が滅失等した場合の通知義務違反	第20条第1項	—	○ 質物又は代理人等が滅失等した場合に質置主に通知しなかったとき。	E
23	損害賠償請求権放棄契約	第20条第3項	—	○ 質屋が質置主の損害賠償請求権をあらかじめ放棄させる契約をしたとき。	E
24	品触の保存等義務違反	第21条第2項	第32条	○ 質屋又は代理人等が品触の保存をしなかったとき。	C
25	品触該当品の届出義務違反	第21条第3項	第32条	○ 質屋又は代理人等が品触相当品の届出をしなかったとき。	C
26	差止め物品保管義務違反	第23条	第32条	○ 質屋又は代理人等が差止めを受けた質物等を保管しなかったとき。	C
27	立入等の拒否、妨害、忌避	第24条第1項	第33条第2号	○ 質屋又はその代理人等が警察官の立入り又は質物、帳簿等の検査を不当に拒み、妨げ又は忌避したとき。	D
28	行政処分違反	第25条	第30条	○ 質屋が公安委員会の行う営業停止命令に従わないとき。	A
29	質屋営業法施行規則違反	質屋営業法施行規則	—	○ 質屋又は代理人等が質屋営業法施行規則に違反した場合であつて、その態様が悪質であるとき。	E

注 代理人等が違反をした場合においては、質屋（質屋が未成年者又は成年被後見人である場合には、その法定代理人）が代理人等のした当該違反行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合においては、行政処分は行わない。